

大阪地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 処分無効確認等請求事件
国側当事者・国
令和元年11月1日棄却・控訴

判 決

原告	X 1 (以下「原告X 1」という。)
原告	X 2 (以下「原告X 2」という。)
上記2名訴訟代理人弁護士	M
同	山本 峻義
同	矢谷 弘和
被告	国
同代表者法務大臣	河井 克行
指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告X 1に対し、1406万6681円を支払え。
- 2 被告は、原告X 2に対し、2956万8204円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

大阪国税局徴収職員は、平成30年5月31日、原告X 1の滞納国税（以下「本件滞納国税」という。）を徴収するため、原告らが居住する肩書住所所在地の家屋（以下「原告方」という。）を捜索し、原告方1階において、金銭（以下「本件金銭1」という。なお、差し押さえた金銭額には争いがある。）を差し押さえる処分（以下「本件差押処分1」という。）をするとともに、原告方2階において、金銭2856万8204円（以下「本件金銭2」という。）を差し押さえる処分（以下「本件差押処分2」といい、本件差押処分1と併せて「本件各差押処分」という。）をした。

本件は、①原告X 1が、(ア)大阪国税局徴収職員が原告方の捜索（以下「本件捜索」という。）の際に原告X 1に暴行を加えた行為及び(イ)同職員が本件差押処分1において原告X 1の所有に属さない預り金である本件金銭1の差押えをし、実際に差し押さえた金額より少ない額を差押調書に記載して、同額を本件滞納国税に充当した行為は、国家賠償法（以下「国賠法」という。）の適用上違法であって、これらの違法行為により財産的損害及び精神的損害を

被ったと主張して、被告に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金1406万6681円の支払を求めるとともに、②原告X2が、大阪国税局徴収職員が本件差押処分2において、原告X2の所有する本件金銭2を原告X1の所有と認めて差押えをした行為は、国賠法の適用上違法であって、前記違法行為により財産的損害及び精神的損害を被ったと主張して、被告に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金2956万8204円の支払を求める事案である。

なお、原告らは、当初、原告X1につき、本件差押処分1の取消し及び無効確認を求める訴えを、原告X2につき、本件差押処分2の取消し及び無効確認を求める訴えをそれぞれ提起していたが、令和元年7月12日付け訴えの変更申立書（同月13日受付）をもって、前記各訴えを取り下げた。

2 国税徴収法（以下「徴収法」という。）の定め

(1) 徴収法56条3項は、徴収職員（税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう。以下同じ。2条11号参照）が金銭を差し押さえたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす旨を規定する。

(2) 徴収法128条1項3号は、税務署長は、差し押さえた金銭を徴収法第4節の定めるところにより配当しなければならない旨を規定し、徴収法129条2項は、当該金銭は、差押えに係る国税に充てる旨を規定する。

(3) ア 徴収法142条1項は、徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる旨を規定する。

イ 徴収法142条3項は、徴収職員は、前記アの捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる旨を規定する。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠（枝番がある書証についてその記載がないものは全ての枝番を含む趣旨である。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告らについて

原告X1（昭和●年●月●日生）は、A法律事務所を経営する弁護士であり、原告X2は、原告X1の妻である。原告らは、平成30年5月当時、肩書住所地に所在する原告方に居住していた。（甲2）

(2) 本件各差押処分に至る経緯等

ア 大阪国税局徴収職員（以下、所属局である大阪国税局の記載を省略する。）であるB（以下「B」という。）、C（以下「C」という。）、D（以下「D」という。）及びE（以下「E」といい、前記各職員を併せて「Bら」という。）は、平成30年5月31日、徴収法142条に基づく捜索を行うため、その他の徴収職員らと共に、原告方を訪問したところ、原告X1から捜索への協力を拒否されたことから、同行した東灘警察署警察官の立会いの下で捜索を行うこととし、原告方の捜索（本件捜索）に着手した。

東灘警察署警察官は、本件捜索に着手した際、原告X1がDのつま先を蹴ったとして、原告X1を公務執行妨害罪で現行犯逮捕し、B及びDは、事情聴取のため、東灘警察署に赴いた。

（以上につき、乙5の2・3）

イ B及びDを除く徴収職員らは、原告X2に協力を依頼し、東灘警察署警察官の立会い

の下で本件捜索を行った。(乙5)

ウ Cは、原告方1階の和室(以下「本件和室」という。)において、①黒色財布中の現金の一部である3万1680円及び②原告X1の宛名が記載された封筒(開封済みのもの) 在中の現金303万5001円の合計である現金合計306万6681円を原告X1の所有に属するものと認め、これを差し押さえた旨の本件差押処分1に係る差押調書を作成した。(乙1の1、5の5)

エ Eは、原告方2階において、納戸内の金庫(以下「本件金庫」という。)内にあった①封かんされていない各封筒在中の現金2786万円、②原告X1宛ての現金書留封筒(開封済みのもの) 在中の金銭の一部である53万1150円、③原告X1宛ての現金書留封筒(未開封のもの) 在中の金銭の一部である17万7054円の合計2856万8204円を原告X1の所有に属するものと認め、これを差し押さえた旨の本件差押処分2に係る差押調書を作成した。(乙1の2、5の6)

オ 原告X1は、平成30年6月2日、F病院(以下「F」という。)救急科を受診し、担当医師から、傷病名を「脳震盪疑い」とするG病院脳神経外科への紹介状の発行を受け、同月22日付けで、H外科内科において、頭部打撲傷により、同月5日から約30日の安静加療を必要とするが、経過により日数、病名の変更がある旨の診断書の発行を受けた。(甲1、2)

(3) 不服申立ての経緯

ア 原告らは、平成30年7月6日付けで、大阪国税局長に対し、本件各差押処分の取消しを求める再調査の請求をした。(乙7の1・2)

イ 大阪国税局長は、平成30年8月27日、前記アの再調査の請求を却下する旨の決定をした。(乙8の1・2)

ウ 原告らは、平成30年8月27日付けで、国税不服審判所長に対し、本件各差押処分の取消し等を求める審査請求をした。(甲7)

エ 国税不服審判所長は、平成30年11月29日付けで、前記ウの審査請求を却下する旨の裁決をした。(甲11、12)

4 争点

(1) 本件捜索時の行為に係る国賠法上の違法の有無(争点(1))

(2) 本件差押処分1に係る国賠法上の違法の有無(争点(2))

(3) 本件差押処分2に係る国賠法上の違法の有無(争点(3))

(4) 損害(争点(4))

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)(本件捜索時の行為に係る国賠法上の違法の有無)について

(原告らの主張の要旨)

Bらは、本件捜索の際、原告方玄関ドアから、原告X1を引きずり出して殴る蹴るといった暴行を加えるとともに、玄関前通路に押し倒して、原告X1の左側頭部、左肩等を強打させ、頭部、顔面や左腕に傷害を加えたほか、脳震盪を生じさせた。

したがって、Bらの前記行為には、国賠法上の違法がある。

(被告の主張の要旨)

Bらが本件捜索の際に原告X1に対して暴行を加えた事実は全く存在しない上、原告X

1が東灘警察署警察官に現行犯逮捕されて同署に連行された際も、Bらは逮捕・連行行為に関与していない。

したがって、Bらの本件捜索時の行為について国賠法上の違法はない。

(2) 争点(2)(本件差押処分1に係る国賠法上の違法の有無)について

(原告らの主張の要旨)

本件金銭1は、弁護士として依頼者から預かった現金1000万円及び学生時代の友人から同窓会費ないし旅行費用として預かった現金306万6881円であり、原告X1の所有に属しないものであった。

しかるに、Cは、本件差押処分1において、本件金銭1が原告X1の所有に属すると誤った認定をするとともに、1306万6881円の占有を取得したにもかかわらず、306万6881円を差し押さえた旨の虚偽の差押調書を作成し、同額のみを本件滞納国税に充当した。

したがって、本件差押処分1には国賠法上の違法がある。

(被告の主張の要旨)

Cが、本件和室で発見し、本件差押処分1を行ったのは、現金306万6681円のみである。このことは、本件差押処分1に係る差押調書に差押財産として同額が記載され、本件捜索に立ち会った東灘警察署警察官によって差押調書謄本の記載内容が確認されたことに照らしても明らかである。

また、本件金銭1は、①原告X1の免許証等の入った黒色財布にあった現金のうち3万1680円及び②原告X1の宛名が記載された開封済みの封筒在中の現金303万5001円を合計した金銭であって、その保管態様に照らせば、原告X1の所有に属すると認められる。

したがって、本件差押処分1について国賠法上の違法はない。

(3) 争点(3)(本件差押処分2に係る国賠法上の違法の有無)について

(原告らの主張の要旨)

本件金銭2は、原告X2の所有に属するものであり、Cが本件金銭2を原告X1の所有に属すると認めて本件差押処分2をしたことは誤りである。このことは、原告X2は、母から遺産を相続し、平成4年頃～平成27年頃、高松市内のテナントビルの家賃として毎月210万円を受領するなど収入を得ていたところ、①平成29年3月～平成30年5月にI銀行の原告X2名義の口座から合計2600万円を、②平成29年10月～平成30年5月にJ銀行の原告X2名義の口座から合計4800万円を、③平成27年9月～平成30年4月にK銀行の原告X2名義の口座から合計3億4000万円をそれぞれ引き出し、④現金700万円と併せて合計4億2100万円を原告方で保管していたことに照らせば明らかである。

したがって、本件差押処分2には国賠法上の違法がある。

(被告の主張の要旨)

本件金銭2は、原告らが共同で使用する原告方2階の納戸に設置された本件金庫内で保管されていたものであって、その内訳は、①原告X1宛ての現金書留封筒(開封済みのもの)在中の金銭の一部53万1150円、②原告X1宛ての現金書留封筒(未開封のもの)在中の金銭の一部17万7054円、③宛名等が記載されていない各種封筒在中の金

銭の一部2786万円である。そして、前記①②の金銭は、原告X1宛ての現金書留封筒に保管されていたから、原告X1の所有に属すると認められ、前記③の金銭についても、原告X1宛ての現金書留封筒や手紙、原告X1の遺言状、原告X1の名が印字された封筒等と共に保管されていたから、原告X1の所有に属すると認められる。

したがって、本件差押処分2について国賠法上の違法はない。

(4) 争点(4)(損害)について

(原告らの主張の要旨)

ア 原告X1の損害

(ア) 財産的損害

原告X1は、本件差押処分1により、本件金銭1である1306万6881円の差押えを受けたが、本件金銭1は預り金であり、原告X1はこれを第三者に支払う義務を負っているから、同額の損害を被った。

(イ) 精神的損害に対する慰謝料

原告X1は、本件捜索の際に暴行を受けるとともに、本件差押処分1を受けたことにより、精神的損害を被った。これに対する慰謝料は100万円が相当である。

(ウ) 合計

前記各損害の合計額は、1406万6881円である。

イ 原告X2の損害

(ア) 財産的損害

原告X2は、本件差押処分2を受けたことにより、本件金銭2である2856万8204円の損害を被った。

(イ) 精神的損害に対する慰謝料

原告X2は、本件差押処分2を受けたことにより、精神的損害を被った。これに対する慰謝料は100万円が相当である。

(ウ) 合計

前記各損害の合計額は、2956万8204円である。

(被告の主張の要旨)

原告らの主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠(枝番がある書証についてその記載がないものは全ての枝番を含む趣旨である。)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件捜索に着手した経緯等

ア Bら及びその他の徴収職員らは、平成30年5月31日午前9時頃(以下、時刻のみを記載する場合は同日を指す趣旨である。)、徴収法142条に基づく捜索を行うため、原告方を訪問した。B及びDは、原告方門扉前に移動し、インターホンを数回押したところ、反応がなく、午前9時30分頃、門扉内側に現れた原告X1に対し、本件滞納国税の件で訪れた旨を述べたが、原告X1がこれに应对せず、玄関に戻ろうとしたことから、同行した東灘警察署警察官の立会いの下で原告方の捜索を行うこととし、徴収法142条に基づき本件捜索を開始する旨を告げた。(乙5)

イ Dは、原告X1が原告方内に戻ったため、徴収法142条3項に基づき、解錠業者に門扉を解錠させ、原告方玄関ドア前に移動し、ドア越しに原告X1に対してドアを開けるように求めた。その後、B及びDは、原告X1が玄関ドアを開けて玄関先に出てきたため、東灘警察署警察官の立会いの下で、本件捜索を行う旨を説明し、原告X1の求めに応じて他の徴収職員ら及び東灘警察署警察官と共に身分証を提示した。(乙5)

ウ 原告X1は、Dから、原告方内を全て捜索して原告X1に帰属する財産があれば差し押さえる旨の説明を受けたことから、本件捜索を認めない旨を述べ、玄関先から居宅内に戻ろうとした。そこで、B及びDを含む4名の徴収職員らは、観音開きの右側ドアが半分くらい手前側に開いていたのを閉まらないように手で押さえ、Dは、右足をドアの開口部に差し入れて固定した。これに対し、原告X1は、「入らせるか」と述べて玄関ドアを閉めようとし、玄関ドアの開口部に差し入れていたDの左足つま先部分を右足で蹴った。そこで、徴収職員らが、東灘警察署警察官に対し、原告X1がDに暴行をした旨を告げたところ、その場に立ち会っていた同警察官は、原告X1を公務執行妨害罪の容疑で現行犯逮捕し、原告X1をパトカーに乗車させ、午前10時頃、東灘警察署に連行した。また、B及びDは、事情聴取のため、東灘警察署に移動した。(乙5)

エ C及びEを含む徴収職員らは、原告X1が前記ウのとおり東灘警察署に連行された後、原告X2に協力を依頼し、東灘警察署警察官の立会いで本件捜索を行った。(乙5)

(2) 原告方1階の捜索の結果等

ア Cを含む徴収職員らは、原告方1階の本件和室において、次の金銭等を発見した。(乙5の1)

(ア) こたつ机上にあった黒色財布在中の、金銭3万3541円並びに原告X1の運転免許証及び弁護士の身分証

(イ) 3段ボックス内の、宛名が「X1」と記載された黄色の大型封筒在中の金銭303万5001円

(ウ) こたつ机上にあった原告X1宛ての白色封筒在中の金銭18万円

イ 徴収職員らが、原告X2に対し、前記アの各金銭等の所有者について確認したところ、①同(ア)の黒色財布は原告X1のものである、②同(ウ)の金銭18万円はA法律事務所のものである旨の申立てを受けた。(乙1の1、5の4・5)

ウ Cは、前記ア(ア)の金銭の一部3万1680円及び同(イ)の金銭303万5001円の合計306万6681円(本件金銭1)について、原告X1の所有に属するものと認定し、本件金銭1を差し押さえる旨の本件差押処分1を行った旨の差押調書を作成した。(乙1の1、5の5)

(3) 原告方2階の捜索の結果等

ア Eを含む徴収職員らは、原告方2階の納戸において本件金庫を発見し、本件金庫内から次の金銭等を発見した。(乙5の1・6)

(ア) 宛名の記載がない各種封筒(封かんされていないもの)在中の帯封のない金銭合計3724万8000円

(イ) 原告X1宛ての現金書留封筒(開封済みのもの)在中の金銭53万1177円

(ウ) 原告X1宛ての現金書留封筒(未開封のもの)在中の金銭17万7059円

(エ) 帯封のされた金銭2億2800万円

- (オ) クリアファイル在中の不動産売買契約書、固定資産税の納付書兼領収証書
- (カ) 内容証明郵便の写し
- (キ) 原告X1宛ての手紙
- (ク) 「A法律事務所弁護士X1」と印字された封筒在中の、有限会社の社名判及び預貯金通帳等
- (ケ) 「A法律事務所弁護士X1」と印字された封筒在中の、平成13年12月20日付け合意書及び立退料の領収証書
- (コ) 「A法律事務所弁護士X1」と印字され、表面に「遺言状」、裏面に「平成一三年一月九日 X1」と手書きされた封筒
- (サ) L等の高級腕時計

イ 徴収職員らが、原告X2に対し、前記ア(ア)の金銭等の所有者について確認したところ、①本件金庫は、原告らのいずれの所有か分からない、②本件金庫在中の金銭は原告X2の口座から引き出したもので、通帳を見ればそのことが分かる、③本件金庫の中には、基本的に原告X2のものしか入っていない旨の申立てを受けた。(乙5の4)

ウ Eは、①前記ア(ア)の宛名の記載がない各種封筒(封かんされていないもの)のうち、数字のみが記載されたもの在中の帯封のない金銭2786万円、②同(イ)の金銭の一部53万1150円、③同(ウ)の金銭の一部17万7054円の合計2856万8204円(本件金銭2)について、原告X1の所有に属するものと認定し、原告方1階から発見された金銭と本件滞納国税の額に充当する額とを調整した上で、本件金銭2を差し押さえる旨の本件差押処分2を行った旨の差押調書を作成した。(乙1の1、5の4・6)

(4) 本件搜索の終了等

ア B及びDを除く徴収職員らは、午後4時30分頃、本件搜索を終了し、原告方の原状回復を行った。また、C及びEは、本件各差押処分に係る差押調書に、立会人である東灘警察署警察官の署名押印を受けた上、差押調書謄本を同警察官に交付した。(乙1の1・2、5の1～6)

イ 徴収職員らは、平成30年6月1日、原告X1に対し、本件各差押処分に係る各差押調書謄本を送付し、これらは、同月2日、原告X1に送達された。(甲5の1・2)

(5) 原告X1の診療経過等

ア 原告X1は、平成30年6月2日、F救急科を受診し、本件搜索時に暴行を受けて左側頭部及び左眼球付近をコンクリートで打ち付けた上、頭部、背部及び腰部に殴る蹴るの暴行を受け、外傷後の頭痛、嘔気、めまいが持続する旨を訴えた。担当医師は、同日、頭部CT検査の結果、明らかな頭蓋内病変が認められず、明らかな麻痺もなく、眼球運動に異常が認められず、症状は打撲後の脳震盪で説明がつくと考えられ、症状は食事を口にしたときのみ間欠的なものであり、外来治療も可能であると診断し、原告X1が診断書を希望するため、傷病名を「脳震盪疑い」とし、前記診断内容を記載したG病院脳神経外科への紹介状を作成した。なお、同紹介状には、暴行を受けた経緯については、事の真偽は不明である旨の記載がある。(甲1)

イ 原告X1は、平成30年6月22日付けで、H外科内科において、頭部打撲傷により、同月5日から約30日の安静加療を必要とするが、経過により日数、病名の変更がある

旨の診断書の発行を受けた。(甲2)

2 国賠法上の違法性の判断枠組みについて

国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから、公務員による公権力の行使に係る行為に同項にいう違法があるというためには、公務員が当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であると解される(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁参照)。

以上の判断枠組みを前提として、争点(1)～争点(3)について検討する。

3 争点(1)(本件捜索時の行為に係る国賠法上の違法の有無)について

(1) 原告らは、Bらは、本件捜索の際、原告方玄関ドアから、原告X1を引きずり出して殴る蹴るといった暴行を加えるとともに、玄関前通路に押し倒して、原告X1の左側頭部、左肩等を強打させ、頭部、顔面や左腕に傷害を加えたほか、脳震盪を生じさせたから、Bらの前記行為には、国賠法上の違法がある旨を主張する。

(2) そこで検討すると、原告X1は、平成30年6月2日、本件捜索時に暴行を受けたとして、F救急科を受診し、担当医師から、原告X1が訴える頭痛等の症状は打撲後の脳震盪で説明がつくと考えられる旨が記載されたG病院脳神経外科への紹介状の発行を受け(前記認定事実(5)ア)、同月22日付けで、H外科内科において、頭部打撲傷により、同月5日から約30日の安静加療を必要とするが、経過により日数、病名の変更がある旨の診断書を得ている(同イ)。そして、原告らは、前記(1)の主張に沿う供述(甲14)をする。

しかしながら、前記認定事実(5)アのとおり、Fの担当医師が作成した紹介状には、頭部CT検査の結果、明らかな頭蓋内病変が認められず、明らかな麻痺もなく、眼球運動にも異常が認められず、症状は打撲後の脳震盪で説明がつくと考えられ、症状は食事を口にしたときのみの間欠的なものであり、外来治療が可能である旨の記載があり、原告X1が訴える頭痛やめまいの症状が軽度であるとの診断がされたと考えられる一方で、原告X1が傷害を受けたという頭部、顔面や左腕に係る外傷の有無や程度については何ら記載がなく、暴行を受けた経緯について事の真偽は不明である旨が記載されていることにも鑑みると、原告X1が平成30年6月2日にFを受診した時点で、頭部等への暴行に起因する外傷を負っていたとは認め難い。

また、前記認定事実(5)イのとおり、H外科内科の担当医師が同月22日付けで作成した診断書には、頭部打撲傷により安静加療を要する旨の記載があるものの、同診断書には、当該打撲傷の具体的内容の記載がないことに加え、前記のとおり、同月2日の時点で、原告X1が頭部等への暴行に起因する外傷を負っていたとは認め難いことに鑑みると、同診断書の記載をもって、原告X1が本件捜索時に暴行を受けたことにより頭部打撲傷を負ったものと認めることはできない。

さらに、原告らは、Bらが、原告X1を玄関前通路に押し倒して、原告X1の左側頭部、左肩等を強打させ、頭部、顔面や左腕に傷害を加えた旨を供述するところ、前記で説示したところに照らせば、原告らの前記供述は、客観的な裏付けを欠くものといわざるを得な

い。そして、徴収職員らが本件捜索について作成した調査報告書（乙5）によれば、原告X1が逮捕された経緯は、前記認定事実（1）ウのとおりと認められ、他に原告X1が本件捜索時に徴収職員らから暴行を受けたことを認めるに足りる客観的かつ的確な証拠はない。

したがって、Bらが、本件捜索時に原告X1に暴行を加えたとは認められず、原告X1に対して負う職務上の法的義務に違反したということとはできない。

(3) 以上によれば、本件捜索時の行為について国賠法上の違法があるということとはできない。

4 争点（2）（本件差押処分1に係る国賠法上の違法の有無）について

(1) 原告らは、本件金銭1は、弁護士として依頼者から預かった現金1000万円及び学生時代の友人から同窓会費ないし旅行費用として預かった現金306万6881円であり、原告X1の所有に属しないものであったが、Cは、本件差押処分1において、本件金銭1が原告X1の所有に属すると誤った認定をするとともに、1306万6881円の占有を取得したにもかかわらず、306万6881円を差し押さえた旨の虚偽の差押調書を作成し、同額のみを本件滞納国税に充当した旨を主張する。

そこで、以下、①本件差押処分1により差し押さえられた金銭（本件金銭1）の額及び②本件金銭1が原告X1の所有に属するかについて検討する。

(2) 本件差押処分1により差し押さえられた金銭（本件金銭1）の額について

証拠（乙5の1）によれば、本件捜索を行った徴収職員らの調査報告書には、本件和室内には、①こたつ机の上にあった黒色財布の中に金銭3万3541円及び原告X1の運転免許証等が入っていた、②3段ボックス内にあった「X1」と宛名が記載された黄色の大型封筒の中に金銭303万5001円が入っていた、③こたつ机の上にあった原告X1宛ての白色封筒の中に金銭18万円があった旨の記載に加え、黒色財布、黄色の大型封筒、白色封筒及びこれらに在中の現金の写真が添付されているが、これらのほかに本件和室内に1000万円の金銭があったことを示す記載や写真はない。そして、本件差押処分1に係る差押調書には、黒色財布在中の金銭の一部3万1680円及び黄色の大型封筒在中の金銭303万5001円の合計306万6681円を差し押さえる旨の記載があり（前記認定事実（2）ウ）、東灘警察署警察官が本件捜索に立ち会った上、差押調書の内容を確認してこれに署名押印し、その謄本を受領している（同（4）ア、乙1の1）。これらの事実によれば、Cが、本件差押処分1において、前記306万6681円に加えて、1000万円の占有を取得したと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる客観的かつ的確な証拠もない。

そうすると、本件差押処分1により差し押さえられた金銭（本件金銭1）の額は、306万6681円であったと認められる。

(3) 本件金銭1が原告X1の所有に属するかについて

ア 金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有さず、単なる価値そのものと考えべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有者は、特段の事情のない限り、その占有者と一致すると解すべきであって、また金銭を現実に支配して占有する者は、それをいかなる理由によって取得したか、また、その占有を正当付ける権利を有するか否かにかかわらず、価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべきものである（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同39年1月24日第二小法廷判決・

集民71号331頁、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同29年11月5日第二小法廷判決・刑集8巻11号1675頁参照)。

イ これを本件についてみると、本件金銭1は、原告方1階の本件和室内で発見された金銭である。そして、本件金銭1のうち、黒色財布中の金銭の一部3万1680円については、原告X1の免許証及び弁護士の身分証と共に同財布中に入っていたこと(前記認定事実(2)ア(ア))からすれば、これを原告X1が現実に支配して占有するものと認められる。また、本件金銭1のうち、黄色の大型封筒中の金銭303万5001円については、宛名が「X1」と記載された黄色の大型封筒に入っていたこと(同(イ))からすれば、これを原告X1が現実に支配して占有するものと認められる。そして、これらの占有態様等に照らせば、前記各金銭について、金銭の所有者と占有者とが一致しないと解すべき特段の事情があるとは認められないから、前記各金銭は、原告X1の所有に属するものと認められる。

ウ したがって、本件金銭1は、原告X1の所有に属する。

(4) そうすると、Cが、本件差押処分1をしたことから、原告X1に対して負う職務上の法的義務に違反したということはできない。なお、原告らは、Cは、原告X1が所有するパテック・フィリップの腕時計を強奪した旨を主張するものともうかがわれるが、このような事実を認めるに足りる客観的かつ的確な証拠はない。

(5) 以上によれば、本件差押処分1について国賠法上の違法があるということはできない。

5 争点(3)(本件差押処分2に係る国賠法上の違法の有無)について

(1) 原告らは、本件金銭2は、原告X2の所有に属するものであり、Cが本件金銭2を原告X1の所有に属すると認めて本件差押処分2をしたことは誤りである旨を主張する。

(2) そこで検討すると、本件金銭2は、原告方2階納戸内の本件金庫で発見された金銭であって、その内訳は、①宛名の記載がない各種封筒(封かんされていないもの)のうち、数字のみが記載されたもの在中の帯封のない金銭2786万円、②原告X1宛ての現金書留封筒(開封済みのもの)在中の金銭の一部53万1150円、③原告X1宛ての現金書留封筒(未開封のもの)在中の金銭の一部17万7054円である(前記認定事実(3)ウ)。そして、本件金庫内には、前記金銭のほか、(ア)原告X1宛ての手紙、(イ)「A法律事務所弁護士X1」と印字された封筒中の社名判、預貯金通帳及び合意書等、(ウ)原告X1が作成した遺言証書といった原告X1の所有物があった一方で(同ア)、原告X2の所有物があったことを認めるに足りる客観的かつ的確な証拠はない。以上に認定した本件金庫内の保管状況に照らせば、前記①～③の各金銭は、原告X1が現実に支配して占有していたものと認められる一方で、金銭の所有者と占有者とが一致しないと解すべき特段の事情があるとは認められないから、前記各金銭は、原告X1の所有に属するものと認められる。

そうすると、Eが、本件差押処分2をしたことから、原告X2に対して負う職務上の法的義務に違反したということはできない。

(3) これに対し、原告らは、本件金銭2が原告X2の所有に属することは、原告X2が、母から遺産を相続し、平成4年頃～平成27年頃、高松市内のテナントビルの家賃として毎月210万円を受領するなど収入を得ていたところ、①平成29年3月～平成30年5月にI銀行の原告X2名義の口座から合計2600万円を、②平成29年10月～平成30年5月にJ銀行の原告X2名義の口座から合計4800万円を、③平成27年9月～平成30年4月

にK銀行の原告X 2名義の口座から合計3億4000万円をそれぞれ引き出し、④現金700万円と併せて合計4億2100万円を原告方で保管していたことに照らせば明らかである旨を主張する。

確かに、証拠（甲8）によれば、原告X 2名義の各預貯金口座から、原告らの前記主張に沿う預貯金の各引出しがされたことが認められる。しかしながら、引出額の合計である4億1400万円（前記①～③の合計額）は、本件金庫内で発見された金銭の合計額2億6595万6236円（前記認定事実（3）アの各金銭の合計額）と大きく異なることに加え、このように引き出された金銭と本件金庫内の金銭の額が大きく異なる理由について、原告らから具体的な主張立証はされておらず、ほかに引き出された金銭と本件金庫内の金銭の同一性を認めるに足りる客観的かつ的確な証拠は見当たらない。

したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

（4）以上によれば、本件差押処分2について国賠法上の違法があるということとはできない。

第4 結論

よって、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部
裁判長裁判官 三輪 方大
裁判官 黒田 吉人
裁判官 山崎 岳志

(別紙)

指定代理人目録

熊田 篤、市谷 諭史、油野 将人、堀 眞一郎、田中 久恵、橋本 毅

以上